

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

○告示第15号 令和3年3月宇治市議会定例会の招集
 (政策総務課) ... 2

訓 令 甲

○訓令甲第1号 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の
 一部を改正する規程 (人事課) ... 2

教 育 委 員 会

○規則第1号 宇治市図書館規則の一部を改正する規則 2

公 営 企 業

○告示第3号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理
 の開始 3

告示

宇治市告示第15号

令和3年3月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和3年3月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和3年2月15日

宇治市長 松村 淳子

- 1 期 日 令和3年2月22日
2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

訓令甲

宇治市訓令甲第1号

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年1月29日

宇治市長 松村 淳子

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「保健推進課主幹 発達支援に関すること。」

「保健推進課主幹 発達支援に関すること。
健康生きがい課主幹 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関すること。
健康生きがい課主幹」

改める。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

(揭示済)

教育委員会

宇治市図書館規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年2月16日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第1号

宇治市図書館規則の一部を改正する規則

宇治市図書館規則（昭和59年宇治市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の貸出し」を「（電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。）によつて作成された図書館資料のうち、インターネットによる利用が可能なものとして館長が指定するものをいう。）を除く。第10条第1項、第10条の2第2号及び第3号、第12条、第12条の2第1項並びに第21条において同じ。）の貸出し」に改める。

第10条中「利用者」を「登録者」に、「10資料」を「10点」に、「貸出日」を「貸出しを受けた日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 登録者に対し、同時に利用させることができる電子書籍の数量は、1人につき2点以内とし、利用期間は、利用を開始した日の翌日から2週間とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（貸出しの停止等）

第10条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、図書館資料の貸出しを停止し、又は禁止することができる。

- (1) 登録者が貸出券を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に利用したとき。
(2) 図書館資料を紛失し、又は損傷したとき。
(3) 図書館資料の貸出しを受けた者が当該図書館資料の返還を怠り、督促をしても返還に応じないとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が図書館資料の貸出しが適当でないと認めるとき。

第12条の2第2項前段中「郵送貸出しについては、第10条及び第11条の規定を」を「第10条第1項及び第11条の規定は、郵送貸出しについて」に改め、同項後段中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（電子書籍の利用の制限）

第16条の2 団体及び第4条第2項第4号に規定する者は、電子書籍の利用を申し込むことができない。

第21条第2項中「供するものとする」を「供することができる」に改める。

別表中央館の項第7号から第9号までの規定中「図書館資料」を「図書館資料（電子書籍を除く。）」に改め、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の第1号を加える。

(15) 電子書籍に関すること。

別表分館の項第4号から第6号までの規定中「図書館資料」を「図書館資料（電子書籍を除く。）」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 電子書籍に関すること。

別記様式第1号中「再交付」を「再交付 □ その他」に、

「市外の方は勤務先又は学校名 勤務先電話番号」

「電子書籍 利用する 利用しない
市外の方は勤務先又は学校名 勤務先電話番号」

※申込者が小学生以下の場合は、記入してください。

保護者氏名 貸出券番号

改める。

別記様式第2号の（裏）中「本を借りるときは、この券を持って来てください」を「本や資料などの貸出しを受けるときは、この券を図書館に持って来てください」に、「西宇治図書館共通で使えます」を「及び西宇治図書館で使用できます」に、「この券を他人に貸してはいけません」を「この券は、他人に譲渡し、又は貸与することができません」に、「電話番号」を「及び電話番号」に、「拾った」を「拾われた」に、「届けて」を「ご連絡」に、「1-1」を「一丁目1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の宇治市図書館規則の規定により交付されている貸出券は、改正後の宇治市図書館規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第1号の規定により作成されている図書貸出券申込書は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和3年2月26日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和3年2月26日	宇治里尻の一部、神明宮北の一部、横島町一ノ坪の一部・大幡の一部、小倉町奥畑の一部、広野町小根尾の一部・尖山の一部、寺山台三丁目の一部	分流式	八幡市八幡焼大一番地洛雨浄化センター

